

転入された方へ

マイナンバーカード（個人番号カード）

・住民基本台帳カードの継続利用等について

* 継続してご利用いただくには、お手続きが必要です。

継続利用 の条件	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが失効していないこと。・お引越しの日から 14 日以内に転入届を出した方。 （転出日を予定日で届出していた方は、転出予定日から 30 日以内）
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

手続きは、**転入届を出した日から 90 日以内**にお願いいたします。

場 所 市役所本庁舎 または 窓口サービスセンター

時 間 月曜日～金曜日（年末年始、祝日、振替休日除く）

8：30 ～ 17：00

<必要な持ち物>

- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
および暗証番号（住民基本台帳用：数字 4 桁）

本人以外の方による手続きは、上記のほかに下記のもの

- ・**来庁者の本人確認書類**：写真付きの官公署発行もの 1 点。ただし同一世帯員・法定代理人は健康保険証、年金手帳など 2 点でも可

<法定代理人（親権者・成年後見人）の場合>

- ・**代理権の確認できる書類**：戸籍謄本、登記事項証明書

<任意代理人（同一世帯人・法定代理人以外の方）の場合>

- ・**委任状**：マイナンバーカード・住民基本台帳カードの継続利用の手続きを委任する旨と暗証番号を記載したもの

*委任状は、任意の封筒に入れ、封緘をした状態にしてください。

*法定代理人以外の代理申請において、暗証番号が照合できなかった場合は、照会書を送付し、回答書持参による手続きとなります。

*マイナンバーカードに変更後の住所等を記載できないときは、カードの作り直しになるため、再交付申請を行っていただきます。

【 マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行 】

署名用電子証明書は、住所異動に伴って、自動的に失効となります。

引き続き使用が必要な方は、発行申請が必要になりますので、マイナンバーカードの継続利用手続きと一緒に行ってください。

ご本人以外の手続きの場合、照会書を送付し、回答書持参による手続きとなります。

必要な書類等については、下記にお問い合わせください。

*混雑状況により、お待ちいただくことがありますので、出来ましたら16:30までにお越しください。

詳しくは、立川市市民課窓口係 042-523-2111 (内 1371)
立川市窓口サービスセンター 042-540-0020

